

平成28年度 第1回大潟区地域協議会次第

日時 平成28年5月16日(月) 午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 総合事務所長あいさつ

3 委員自己紹介

4 地域協議会に係る諸事項の確認について

…資料No.1

(1) 会長及び副会長の選任及び解任の方法について(第6条関係)

(2) 地域協議会の権限について(第7条関係)

(3) 会議の運営等について(第8条関係)

5 協議

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 席順について

(3) 大潟区地域協議会会議運営に関する事項について

…資料No.2

- ・会議を招集することを請求するために必要な委員数について
- ・会議録の確認者について
- ・自主的審議事項の提案方法について

(4) 地域協議会だよりについて

…協議会だより27号、29号

- ・編集委員の選任
- ・発行回数
- ・編集方法

(5) 大潟区地域協議会組織体制について

…資料No.3

- ・部会の委員配属について

6 報告

(1) 平成28年度地域活動支援事業について

…資料No.4

7 その他

平成 28 年 5 月 16 日（月）

第 1 回大潟区地域協議会

資料No.1

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）抜粋

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

平成 28 年 5 月 16 日 (月)
第 1 回大潟区地域協議会
資料No.2

大潟区地域協議会会議運営に関する事項

平成 17 年 2 月 27 日

平成 20 年 4 月 1 日

1. 会議についての必要事項は、上越市審議会等の会議の公開に関する条例によるものとする。
2. 会議は、上越市地域自治区の設置に関する条例協第 8 条第 1 項第 1 号又は、4 分の 1 以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合に招集する。
3. 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき審議事項をあらかじめ各委員に通知して行う。
4. 委員は、会議招集の指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。なお、招集に応ずることのできない委員は、その事由を具して会議開会前までに会長に届出なければならない。
5. 会議録の確認者は、名簿の順番とする。
6. 委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の 10 日前までに会長に届けなければならない。

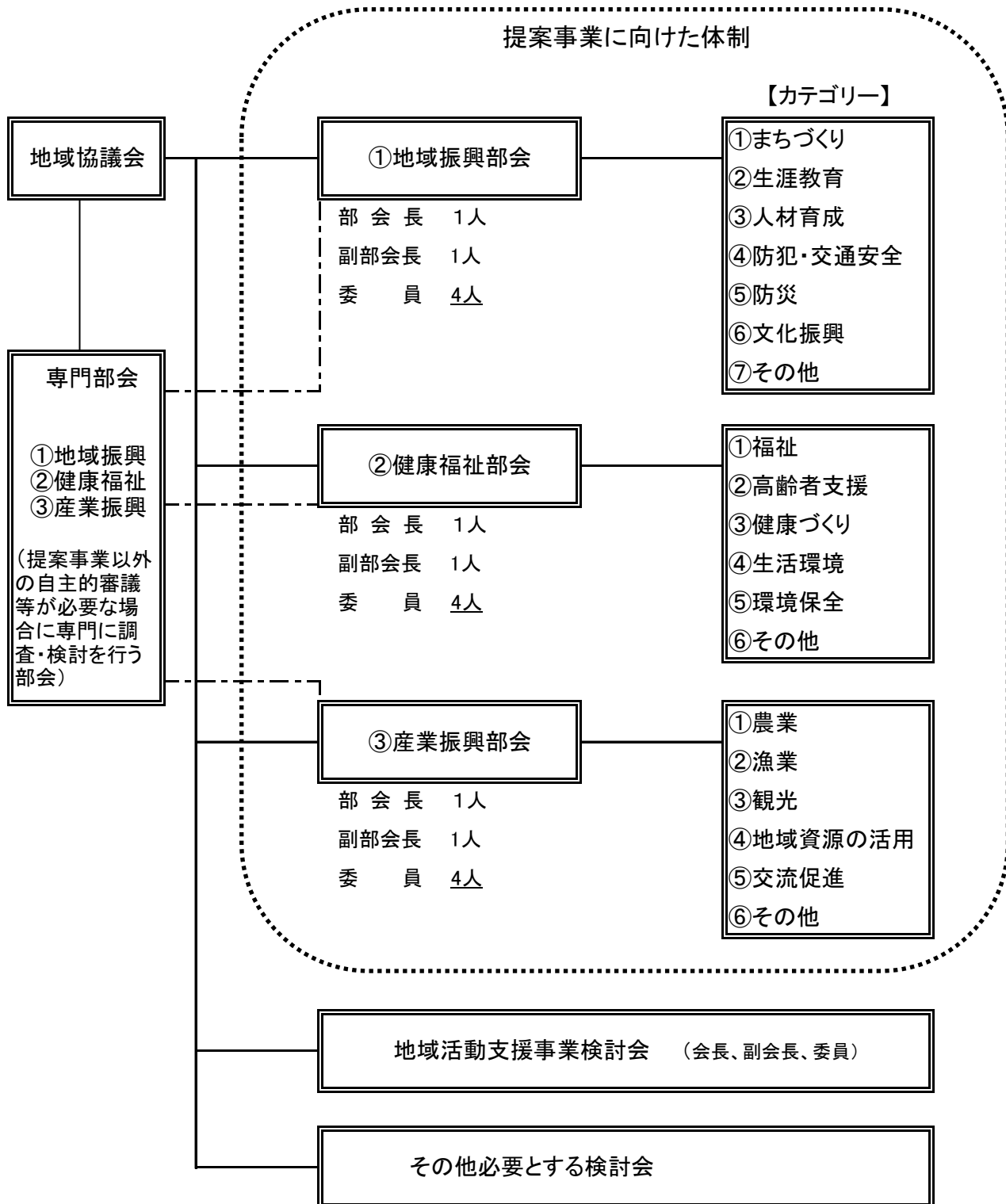
※ 依頼書番号

地域協議会審議依頼書

地域協議会委員氏名		
審議 依頼 事項	件名	
	内容	
	区分	<input type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他（ ）
依頼年月日		平成 年 月 日

※ 地域協議会委員では記入しない。

大潟区地域協議会組織体制図



平成28年5月16日(月)
第1回大湊区地域協議会
資料No.4

平成28年度地域活動支援事業(大湊区)提案事業一覧

単位:千円

No.	事業名	提案回数	総事業費	補助希望額	提案者	備考
1	「大湊区をフラダンスで笑顔に」事業	1	383	382	マカリカフラ大湊	
2	子どものネットトラブル防止事業	2	55	55	大湊の子どもを育てる会	
3	健康づくり、仲間づくり(スカットボール購入)事業	2	219	218	大湊区老人クラブ連合会	
4	生活改善申し合わせ事業	2	146	145	まちづくり大湊	
5	小山作之助の功績を称える事業	2	400	399	まちづくり大湊	
6	「鵜の池のかっぱ伝説」の看板設置事業	1	700	699	まちづくり大湊	
7	地域における大湊町小学校金管部の演奏支援事業	2	1,062	1,000	大湊町小学校後援会	
8	かっぱ祭りで地域交流を活発にし、皆を元気にする事業	2	532	481	海音鼓	
9	犀湊町内「三等三角点・雪穴跡」案内看板の設置と周辺整備事業	1	614	610	だいばま会	
10	海岸浸食目印石碑事業	2	98	97	湊町町内会	
11						
12						
計			4,209	4,086		

配分額： 7,100

配分額残： 3,014

平成 28 年度地域活動支援事業大潟区取組方針

1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

2. 提案事業の制限

- ①同一団体による提案件数制限…なし

3. 審査方法

①審査員

- ・地域協議会委員が審査を行う
- ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる
(利害関係者＝事業提案の代表者、担当者、構成員)

②審査内容

- ・書類及びプレゼンテーションにより審査する

③採点方式

- ・個別採点方式

4. 審査手順

(審査前)

1. 事前に提案書の写しを委員へ送付 (各自内容を確認)
2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
3. 提案者へ質問事項送付

(審査)

4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
5. 委員意見交換後、基本審査、採点
6. 提案事業ごとの集計
7. 全ての提案事業の結果集計
8. 採択事業の決定
9. 採択する事業の補助希望額が大潟区配分額を超えた場合は、補助率や補助金額について協議、決定
10. 同一事業で採択が3回目の助成事業について、補助率や補助額を協議、決定
11. 採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載）…交付条件

5. 審査項目

①基本審査

- ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

②共通審査基準と点数配分

審査項目	審査の視点	点数
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	5点
	全市的な方向性と合致しているか	
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
必要性	地域の実情や住民要望に対応したものか	5点
	地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	
	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	5点
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	
	資金調達規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	5点
	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	

③共通審査基準と点数配分

- ・出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他事業」とする。
- ・「優先して採択する事業」は平均点 12.5 点以上で採択
- ・「その他の事業」は平均点 15 点以上で採択、平均点 12.5 点以上 15 点未満は採択について協議のうえ決定する
- ・最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する

6. 助成回数・補助率・限度額

- ・助成回数：同一事業は 3 回まで（平成 22 年度採択からカウントする）
- ・補助率は 10/10 以内
- ・傾斜配分は行わない
- ・採択結果により、補助希望額の合計が大潟区の配分額を超えた場合などは、補助率や補助金額等について地域協議会で協議して決定する
- ・事業内容や前回の事業の成果により、補助率や補助金額を減額することができる
- ・3 回目の助成事業は減額の対象とし、補助率や補助額を協議、決定する
- ・補助金の上限額は設けない

7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を 2 月～3 月頃に公開で報告する

8. 募集期間

・平成 28 年 4 月 1 日（金）～ 4 月 25 日（月）

※27 年度は、平成 27 年 4 月 1 日（水）～4 月 27 日（月）

- | | |
|-----------------|-------|
| ○提案書を委員へ発送 | 5 月上旬 |
| ○質問事項取りまとめ（勉強会） | 5 月中旬 |
| ○プレゼンテーション（協議会） | 6 月上旬 |
| ○基本審査、採点（協議会） | 6 月上旬 |
| ○検討会（委員全員） | 6 月中旬 |
| ○補助額決定（協議会） | 6 月中旬 |

9. 周知・事前相談

- ・3 月 14 日（月）からを新年度の募集に向けた相談期間とする（事業の趣旨や提案書の書き方等について説明）
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。（「募集要項」は 4 月 1 日付全戸配布）
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及び P R を行う。

大 潟 区 採 択 審 査 手 順 フ ロ ー

1. 提案書受付

採択前の事業着手が可能

提案者から提案書の受付（応募）

2. 勉強会

提案について確認したいことはないか

質問事項の検討

非公開

3. プレゼンテーション

提案者に事前送付した質問事項の回答を含む

プレゼンテーション

公開

4. 勉強会

提案内容の確認

提案事業について意見交換

非公開

5. 基本審査

地域活動支援事業の目的との適合
（適否を確認）

支援事業の目的との適合（審査員数）	
1/2以上	1/2未満

→ 不採択事業

公開

6. 共通審査

採点・集計
（最高と最低の得点を除外して集計）

採点

公開

↓
集計（採点結果集計表）

7. 採択方針との適合

① 採択方針との適合
（優先して採択する事業の仕分け）

大潟区採択方針の適合（審査員数）	
1/2以上	1/2未満

公開

② 優先して採択する事業の内、採択する事業の仕分け

優先して採択する事業	
共通審査基準の平均点（25点満点中）	
12.5点以上	12.5点未満

③ その他の事業の内、採択する事業、協議で決定する事業の仕分け

その他事業		
共通審査基準の平均点（25点満点中）		
12.5点未満	12.5点以上、15点未満	15点以上

↓
採択、不採択の協議

8. 採択、不採択の決定

採択事業、不採択事業の決定

採択事業

公開

不採択事業

補助額検討方針の協議

採択する事業の補助率や補助金額を検討
* 昨年と同一の事業は補助金額について検討（事業成果を踏まえる）
* 同一事業の3回目は減額対象
* 補助希望額の合計が大潟区配分額を超えた場合は、減額対象及び減額率の検討

非公開

9. 補助額決定のための事業費整理、補助額調整、提案者への確認

補助額検討方針を基に調整

事業費を整理し、補助額を調整
提案者に事業実施の可否を確認
検討会資料作成

事務局

10. 補助額検討会

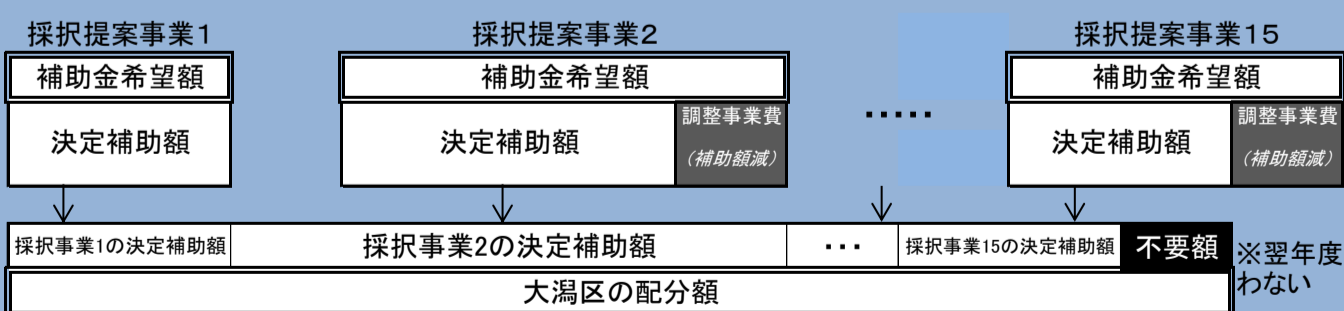
補助額決定（案）作成

補助額決定（案）について意見交換

非公開

11. 補助額の決定

補助額の決定



公開

12. その他の協議

採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載する事項）…交付条件

採択事業

公開

交付条件

13. 審査結果通知

審査結果通知

プレゼン・意見交換

審査会

補助額決定

平成 28 年度地域協議会、地域活動支援事業採択審査スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
4/24	25	26	27	28	29 第 4 期委員任期開始	30
5/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 17 : 15～新委員顔合せ 18 : 30～任命書交付式	11	12	13	14
15	16 18 : 30～地域協議会① (会長、副会長等の決定)	17	18	19	20 18 : 30～新委員勉強会 (地域活動支援事業)	21
22	23	24	25	26)	27	28
29	30	31	6/1	2 18 : 30～地域協議会② (プレゼン)	3	4
5	6 19 : 00～地域協議会③ (審査・採択、補助額決定)	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18